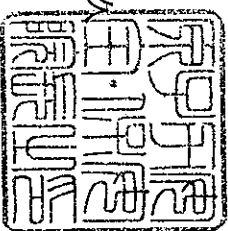


液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月19日

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田

康久



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（昭和43年2月12日付け43化第151号）別添4（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成21年3月19日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用字及び解釈の基準についての一部を改正する規程 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について (43化第151号) 別添4 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について)

改 正 案	現 行								
<p>第27条 (周知の内容) 関係</p> <table border="1" data-bbox="136 555 1032 863"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項</td> <td>(1) 略 (2) 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は、<u>揺れが収まった後に</u>バルブを閉じること。 (3)～(4) 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第132条 (報告) 関係</p> <p>様式1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">液化石油ガス販売事業報告</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。</p>	事 項	例	ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項	(1) 略 (2) 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は、 <u>揺れが収まった後に</u> バルブを閉じること。 (3)～(4) 略	<p>第27条 (周知の内容) 関係</p> <table border="1" data-bbox="1153 555 2101 863"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項</td> <td>(1) 略 (2) 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は<u>直ちに</u>バルブを閉じること。 (3)～(4) 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第132条 (報告) 関係</p> <p>様式1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">液化石油ガス販売事業報告</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。</p>	事 項	例	ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項	(1) 略 (2) 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は <u>直ちに</u> バルブを閉じること。 (3)～(4) 略
事 項	例								
ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項	(1) 略 (2) 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は、 <u>揺れが収まった後に</u> バルブを閉じること。 (3)～(4) 略								
事 項	例								
ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項	(1) 略 (2) 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は <u>直ちに</u> バルブを閉じること。 (3)～(4) 略								

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
2. 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数	戸
--------------	---

保安業務区分	保安業務の委託状況	委託先の保安機関の名称及び認定番号	委託している一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査			戸
2. 容器交換時等供給設備点検			戸
3. 定期供給設備点検			戸
4. 定期消費設備調査			戸
5. 周知			戸
6. 緊急時対応			戸
7. 緊急時連絡			戸

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
2. 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数	戸
--------------	---

保安業務区分	保安業務の委託状況	委託先の保安機関の名称及び認定番号	委託している一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査			戸
2. 容器交換時等供給設備点検			戸
3. 定期供給設備点検			戸
4. 定期消費設備調査			戸
5. 周知			戸
6. 緊急時対応			戸
7. 緊急時連絡			戸

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式2

年 月 日

保安業務実施状況報告

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

認定番号

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

様式2

年 月 日

保安業務実施状況報告

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 ㊟

認定番号

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2. 保安業務実施状況

事業所の名称
 事業所の所在地
 保安業務資格者の数

人

保安業務の区分	一般消費者等の数	保安業務を実施した 一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸 (内再調査 戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸
3. 定期供給設備点検	戸	戸
4. 定期消費設備調査	戸	戸 (内再調査 戸)
5. 周知	戸	戸
6. 緊急時対応	戸	戸
7. 緊急時連絡	戸	戸

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 保安業務実施状況

事業所の名称
 事業所の所在地
 保安業務資格者の数

人

保安業務の区分	一般消費者等の数	保安業務を実施した 一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸 (内再調査 戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸
3. 定期供給設備点検	戸	戸
4. 定期消費設備調査	戸	戸 (内再調査 戸)
5. 周知	戸	戸
6. 緊急時対応	戸	戸
7. 緊急時連絡	戸	戸

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、
 署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。